|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 居宅訪問型保育 　　　の利用にあたって　令和　　年　　月　　日（契約者名） 　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（設置者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（設置住所）　　　　　　　　　当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。◇　保育内容・料金

|  |  |
| --- | --- |
| 利用形態 | 一時預かり保育 |
| 料金 | 保育料 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| その他 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ■当日延長：一律、時給25％増し■深夜料金（22時以降）：一律、時給25％増■お泊まり保育（24時～翌日5時）：一律、時給50％増■キャンセル料　面談・シッティングの予約が成立した後のキャンセル料金は以下の通りです。・前々日19時～前日19時まで 予定額の50%・前日19時を過ぎた場合 予定額の100%・開始時刻2時間を過ぎた場合　予定額の100％＋交通費 |
| 保育内容 | 曜日 |  |
| 時間 |  |
| 定員/年齢 |  |
| 設置者情報 | 保有資格 |  |
| 研修受講歴 |  |

◇　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額　当施設では、株式会社ネクストビート（KIDSNAシッター）で以下のとおり保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | 損害保険ジャパン株式会社　賠償責任保険 |
| 保険事故（補償内容） | 保育提供時における怪我及び事故 |
| 保険金額 | ・施設所有管理者賠償：対人・対物賠償共通　1事故　5億円・生産物賠償：対人・対物賠償共通　1事故・保険期間中　5億円・受託財物補償：1事故　5億円・人格権侵害補償：1名につき100万円、1事故・保険期間中1000万円・被害者対応費用補償：対人見舞費用　1名（1法人）につき　死亡10万円、死亡以外　2万円、対物臨時費用　2万円、保険期間中　1,000万円・事故対応特別費用補償：保険期間中　1,0000万円 |

　　◇　提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容／緊急時における対応方法原則、利用者が指定する、かかりつけ医への受診（かかりつけ医の受診が難しい場合、第２、第３希望の病院へ受診を行います）緊急時には、119番に電話し対応を行います。提携先：無　・　有（名称／所在地／内容）◇　緊急時・非常災害対策保護者との連絡方法　緊急連絡先①に連絡します。連絡が取れない場合は緊急連絡先②へ連絡します。面談の際に、各関係機関の連絡先・災害時の避難場所・避難方法・連絡手段を事前に確認し対応します。　◇　虐待の防止のための措置に関する事項KIDSNAシッターでは、虐待防止のためのマニュアルを作成しております。必要に応じて189番へ連絡を致します。◇　設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことのある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県名及びその命令を行った年月日を含む。）　無　　・　有（内容／都道府県／年月日）◇　その他条件等　　利用に当たっては、「KIDSNAシッター利用規約」記載事項を遵守しております。※保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

|  |
| --- |
| KIDSNAシッター事務局　（連絡先） TEL　 0120-689-724（土日祝除く）（受付時間）　午前10時～午後７時※別途、匿名フォームを設けております（シッティング報告書のメール通知にございます）<https://forms.gle/htKHH3z3JHzxAebv8> |

※当施設は児童福祉法第３５条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第５９条の２第に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。　　　　　　　　　【設置届出先：　　　　　　　　　　　　　　　TEL:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |